

苫前町地域公共交通活性化協議会事務規程

(趣旨)

第1条 この規程は、苫前町地域公共交通活性化協議会規約第11条第5項の規定に基づき、苫前町地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の事務局の運営に関し必要な事項を定める。

(業務)

第2条 事務局は、協議会に関する事務を処理する。

(職員)

第3条 事務局に事務局職員を置き、苫前町総合政策室に属する者をもって充てる。

2 協議会の会長は、前項に定めるもののほか、特に必要があると認めるときは、職員を任命することができる。

(職務)

第4条 事務局長は、事務局の事務を統括し、事務局職員を指揮監督する。

2 事務局職員は、事務局の事務を処理する。

(専決)

第5条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要であると認める事項については、この限りではない。

- (1) 事務局職員の旅行命令に関すること。
- (2) 会議の運営に関すること。
- (3) 1件の金額が5万円未満の支出に関すること。
- (4) 軽易な事項に係る照会の受理及び処理に関すること。

(公印)

第6条 協議会の公印の名称、書体、形状及び寸法は、別表のとおりとする。

2 前項の公印の管守者は、事務局長とする。

3 公印を使用するときは、事務局長の許可を得なければならない。

(準用)

第7条 この規程に定めるもののほか、事務局の運営に関し必要な事項については、苫前町事務組織規則（平成22年苫前町規則第26号）の規定を準用する。ただし、事務局長が別に定めた事項については、この限りではない。

附 則

この規程は、令和6年3月19日から施行する。

別表（第6条関係）

名称	書体	形状	寸法	個数
苫前町地域公共交通活性化協議会長之印	てん書体	正方形	21mm×21mm	1個